



令和6年1月25日
港湾局技術企画課

グラブ浚渫船等を使用した港湾工事に対して新たな積算手法を試行します ～ 作業船乗組員の働き方改革の実現に向けて ～

国土交通省港湾局は、港湾工事を担う作業船の乗組員の時間外労働を前提とした現行の積算基準を見直すことを目的として、令和6年4月以降に公告する直轄港湾工事において施工能力の向上を促す試行的取組を開始します。

- 現行の港湾請負工事積算基準において、グラブ浚渫船等の作業船を用いる工事では、現場の実態を踏まえ、作業船乗組員の時間外労働を前提とした積算を実施することとしています。
- 令和6年4月からの建設業に対する時間外労働の罰則付き上限規制の施行に伴い、国が発注する直轄港湾工事において、ICT施工等により施工能力の向上を促すことで、時間外労働によらず従前と同等の工期及び工事金額で所定の施工量の確保を目指す、試行的取組を実施します。（詳細は、[別紙](#)参照）
- 今後、試行的取組における施工実態をフォローアップし、積算基準への反映を検討してまいります。

【問い合わせ先】

港湾局技術企画課 浅見、猿田

TEL:03-5253-8111(内線:46523)、03-5253-8677(直通)

目的

令和6年4月からの建設業に対する時間外労働の罰則付き上限規制適用を踏まえ、作業船乗組員の時間外労働を前提としている現行の港湾請負工事積算基準を見直すことを目的とする。

取組内容

生産性向上など施工能力の向上を促すことで、時間外労働に依らず従前と同等の工期及び工事金額で所定の施工量の確保を目指す。

対象工事

以下の船舶を使用する直轄港湾工事

・グラブ浚渫船、バージアンローダ船、サンドコンパクション船 等 ※積算上、8時間を超える就業時間を設定している作業船



出典：一般社団法人 日本作業船協会

具体的な取組内容

【1】施工能力

時間外労働を前提として、8時間運転/10時間就業で施工する数量を、生産性向上による能力向上を見込み6時間運転/8時間就業で施工する条件で積算を行う。

【2】船舶損料

積算上、運転時間は8時間→6時間に短縮するが、1日当たりの施工数量は同等であることから、1日当たりの船舶損料は現行と同等として扱う。

【3】労務費

積算上、就業時間は10時間→8時間に短縮するが、1日当たりの施工数量は同等であることから、1日当たりの労務費は現行と同等として扱う。